

令和9年度 島根県公立学校育休任期付学校栄養職員及び臨時的任用学校栄養職員の募集

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上に資するため、学校等に勤務する育休任期付学校栄養職員及び臨時的任用学校栄養職員（以下「臨時的任用学校栄養職員等」という。）の志願者を広く募集しています。

1 対象者

- 育休任期付学校栄養職員は、昭和42年4月2日以降に生まれた者
- 令和9年度暫定再任用教職員選考対象者（昭和37年4月2日～昭和40年4月1日に生まれた者）については、原則として短期補充での任用となります。

2 募集内容

職 種	職 務 内 容
学校栄養職員	給食管理及び食に関する指導

3 勤務条件（給料等） ※令和8年度実績（令和8年4月1日時点）

(1) 育休任期付学校栄養職員

- 任用期間： 育児休業する教員が請求した期間を限度とします。（育児休業が短縮された場合等においては、人事異動を行うことがあります。）
- 給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：20歳の短期大学新卒者にあつては約22万円。短期大学卒業者であつて、公務に有効な経歴が10年ある場合は約26万円）また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。
なお、任用期間によっては昇給することもあります。
- 社会保険等： 任用の日から公立学校共済組合及び島根県教職員互助会に加入します。

(2) 臨時的任用学校栄養職員

- 任用期間： 1年以内に限られます。
- 給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（決定方法は育休任期付学校栄養職員の場合と同様。ただし、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、約22万円。）
また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。
- 社会保険等： 原則、任用の日から、健康保険は公立学校共済組合の短期給付、年金制度は日本年金機構の厚生年金保険の適用となります。また、島根県教職員互助会に加入します。

4 志願申込方法および提出書類等

臨時的任用教員等の志願申込は、原則、専用申込システムでのみ受け付けます。以下のURLやQRコードをご活用ください。

○学校企画課ホームページURL

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

○しまねの先生ナビ

<https://www.shimane-kyoinsaiyo.com/exam/instructor/>

しまねの先生ナビ



専用申込システム



○専用申込システム エントリー（事前登録）ページ

https://job.axol.jp/bx/s/shimane_gakkokikaku_27/entry_5206040008/

(1) 添付書類

志願申込の際に、次の表に示す書類の電子データを添付してください。なお、添付書類を郵送などで提出することもできますが、その場合には、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。

添付書類	留意事項
写真	- 令和8年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影した jpeg 又は jpg 形式のもの（推奨サイズは縦 690 ピクセル、横 536 ピクセル、縦横比 4.5×3.5 の比率）を添付すること。 - 郵送する場合は、縦 4.5cm×横 3.5cm の写真（裏面に氏名を記入したもの）とすること。
経歴調査表	- 様式をダウンロードし、作成すること。（手書き作成可） - 過去に経歴調査表を作成したことがある場合には、その際に作成したデータを修正して作成しても構わない。
栄養士免許証 又は管理栄養 士免許（登録） 証の写し	- 提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。 - 取得見込みの場合は、栄養士免許証又は管理栄養士免許（登録）証の写しに代えて取得見込みであることを証明する書類を添付書類として添付すること。

(2) 志願申込及び添付書類提出期限

育休任期付学校栄養職員：令和8年10月30日（金）

臨時的任用学校栄養職員：随時

※ 臨時的任用学校栄養職員の申込について、令和9年度当初（令和9年4月）からの任用を希望する場合は令和8年11月19日（木）までに志願申込及び添付書類の提出をお願いします。

5 こども性暴力防止法の施行に伴う犯罪の事実確認

- 募集職種の業務に当たっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対称性暴力等の防止法のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、募集職種の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めます。
- このため、新たに任用する方は、特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、令和8年12月25日時点で、島根県内の公立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校で勤務している方は、令和9年4月から令和9年11月6日までの間で、割り振られた期間において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
- 特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、任用を取り消す場合があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

6 採用手続

- 島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員志願者名簿登載後、県教育委員会が採用しようとする方にのみ電話で事前に連絡します。
- 育休任期付学校栄養職員については、選考試験（書類選考および面接試験）の合格者を名簿登載します。
面接試験：令和8年11月24日（火）〔オンライン〕

7 問合せ先

- | | | | | |
|-------------------|-----|---------------------|-----|---------------|
| ○島根県教育庁学校企画課 | 所在地 | 〒690-8502 島根県松江市殿町1 | 電 話 | (0852)60-0766 |
| ○松江教育事務所（松江合同庁舎内） | | | 電 話 | (0852)32-5766 |
| ○出雲教育事務所（出雲合同庁舎内） | | | 電 話 | (0853)30-5677 |
| ○浜田教育事務所（浜田合同庁舎内） | | | 電 話 | (0855)29-5701 |
| ○益田教育事務所（益田合同庁舎内） | | | 電 話 | (0856)31-9675 |
| ○隠岐教育事務所（隠岐合同庁舎内） | | | 電 話 | (08512)2-9771 |